

事務連絡  
令和5年7月31日

一般社団法人 日本船用工業会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局  
検査測度課長 鈴木 長之

新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた措置の終了について（周知）

平素、海事行政へのご理解、ご協力を頂いておりますこと、厚くお礼申し上げます。

船舶検査及び検認にかかる事務につきましては、令和2年4月7日付けの事務連絡でご連絡させて頂いたところ、船舶検査証書の有効期間の延長、船舶国籍証書の検認期日の延期、船舶検査の受検期日の延長等ができることと致しましたが、新型コロナウイルス感染症対策本部の決定（令和5年1月27日付）により新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、また当該感染症に起因した船舶検査等の受検についてやむを得ない事情が発生しなくなったことから、本取扱いの適用期間を令和5年10月31日までとさせていただきますのでお知らせ致します。

関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。